

地方独立行政法人山梨県立病院機構

山梨県立北病院

公立病院経営強化プラン

令和6年3月

地方独立行政法人山梨県立病院機構

山梨県立北病院

目次

はじめに	P 1
第 1 計画期間における病床数	P 2
第 2 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標	P 2
第 3 経営指標に係る数値目標	P 2
第 4 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	P 3
第 5 住民の理解のための取り組み	P 3
第 6 経営形態について	P 3

はじめに

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院は、山梨県における精神科医療の基幹病院として、高度な精神科救急・急性期医療に加え、児童・思春期精神科患者や依存症、認知症患者等への充実した医療を提供する役割を担うとともに、心身喪失者医療観察法に基づく指定入院医療機関として、患者の社会復帰を促進するための適切な治療を行うことで、地域の医療水準の向上と県民の健康の保持及び増進に寄与してきた。

この公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）は、令和4年3月に策定された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）に基づき策定している。

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、令和6年度から令和9年度までを期間とする第4期中期目標を達成するために中期計画を策定していることから、この経営強化プランでは、上記通知の「公立病院経営強化ガイドライン」第2における「中期計画を策定している場合には、本ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りる」との記載に基づき、第4期中期計画において不足している事項について記載することとし、令和6年度から令和9年度までを対象期間とする。

第1 計画期間における病床数

第4期中期計画において、「県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」として、「山梨県の基幹病院として県民の健康の保持及び増進に寄与するため、政策医療を的確に提供するとともに、高度・専門・先進的で、県民に信頼される質の高い医療を提供する。」としている。

こうした役割を果たしていくため、計画期間である令和9年度までの病床数について、以下のとおりとする。

病床の機能	令和5年度病床数	令和9年度病床数
精神病床	188	188

第2 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

「公立病院経営強化ガイドライン」第2 3 (1) ④において、「当該公立病院が、その果たすべき役割に沿った、質の高い医療機能を十分に発揮するとともに、地域において他の病院等との連携を強化しているかを検証する観点から、(中略)適切な数値目標を設定する」としていることから、以下のとおり設定する。

目標とする指標	令和4年度実績	期間中の目標値
(1) 医療機能に係るもの		
①クロザピンの使用者数	169人	年間170人以上
②m-ECTの実施回数	701回	年間710回以上
③精神科デイケアの延べ参加者数	10,222人	年間10,500人以上
④精神科作業療法の延べ参加者数	4,152人	年間4,200人以上
(2) 医療の質に係るもの		
①正規看護師の離職率	5.8%	5.0%以下
(3) 連携の強化等に係るもの		
①他機関からの認知症患者紹介件数	136件	140件以上
②他機関からの認知症疾患に関する相談件数	294件	300件以上
③中央病院との連携対応件数: 転院, 外来, 直予約	32件	35件以上

第3 経営指標に係る数値目標

「公立病院経営強化ガイドライン」第2 3 (6) ①において、「経営指標について(中略)原則として、個々の病院単位を基本として経営強化プラン対象期間末時点における数値目

標を定める。」としていることから、以下のとおり設定する。

目標とする指標	令和4年度実績	期間中の目標値
(1) 収支の改善に係るもの		
①経常収支比率	105.2%	101.6%以上
②修正医業収支比率※1	80.2%	79.0%以上
(2) 経費削減に係るもの		
①薬品費の対医業収益比率※2	9.8%	9.8%以下
②診療材料費の対医業収益比率※2	0.6%	0.6%以下
(3) 収入確保に係るもの		
①平均在院日数	66.4日	66.0日以下
②病床利用率	79.3%	79.0%以上
③患者1人1日あたり診療単価(入院)	27,243円	27,000円以上
④患者1人1日あたり診療単価(外来)	9,632円	9,400円以上

※1 (入院収益+外来収益+その他医業収益) ÷ 医業費用

※2 : 医業収益 = 入院収益 + 外来収益 + その他医業収益

第4 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

必要な治療を受けた患者が、より身近な地域での治療や在宅での療養ができるよう、市町村等の関係者とのカンファレンスにより、関係機関と連携を図っていく。

第5 住民の理解のための取り組み

病院における取り組みを地域住民に広く周知し理解を得るために、ホームページへの掲載や関係機関と協力しての情報提供、出前講座を行っていく。

第6 経営形態について

平成22年4月1日に特定地方独立行政法人に移行し、特長である独立採算制を原則とする自主的で柔軟な業務運営により、業務の改善及び適正な実施並びに経営の効率化を図っている。

平成22年度以降、病院機構全体で決算の経常収支黒字化を達成しており、北病院においては、令和4年度の経常収支比率は105.2%、運営費負担金を含まない医業収益の医業費用に対する割合を示す修正医業収支比率は、令和4年度は80.2%であり、安定した経営を行うことができている。